

2011年4月11日
アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）

東日本大震災の被災地域のお客様に対する入院給付金のお取扱い
および保険料払込猶予期間の延長に関する特別措置について

このたびの地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社、日本における代表者・社長：外池徹）は、このたびの地震で被害を受けられたお客様の契約を対象として下記のとおりのお取扱いを実施することといたしました。

記

1. 入院給付金のお取扱いについて

病院の事情により、被災後ただちに入院できず、かつ、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院された場合、被災日から入院を開始したものとみなします。

病院の事情により、病気やケガで入院が必要であったにもかかわらず入院できなかった場合や臨時施設等で治療が行われた場合でも、本来必要であった入院期間について医師の証明書をご提出いただくことで、入院していたものとみなして入院給付金をお支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長に関する特別措置について

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヶ月延長する取扱いを開始しておりますが、事前にお申し出がない場合でも、ご契約を有効に継続させていただく取扱いをいたします。

なお、保険料払込猶予期間後にご契約の継続を希望される場合には、猶予期間に応じて別途保険料をお払込みいただく必要がございます。

以上